

保険法の見直し に関する要綱

制度調査部
堀内 勇世

【要約】

- 法務省の法制審議会で、2月13日、「保険法の見直しに関する要綱」が正式に承認された。
- これは保険法の見直しに関する答申である。
- 現在開催中の第169回通常国会に、保険法見直しに関する法案が提出される見込みである。

1. 保険法とは

- 保険法**という名の法律は現在存在しない。
- 一般に、**商法**という名の法律の中に存在する**保険契約に関する部分**を指して、保険法と呼んでいる。具体的には、商法第2編「商行為」第10章「保険」の商法629条から683条までを基本的に指している。
- なお、保険に関連する法律として、ほかに**保険業法**が存在する。この**保険業法**は、保険を業として営む**保険会社に対する規制・監督の在り方**を規定するものである。これに対して、**保険法**は、保険に関する**私法上の権利義務関係等**を規定するものである。

2. 要綱、公表

- 法務省の法制審議会は、平成20年（2008年）2月13日に、「**保険法の見直しに関する要綱**」（以下、「**要綱**」）^{（注1）}を正式に承認し、法務大臣に答申した。

（注1）法務省の以下のホームページ参照。

<http://www.moj.go.jp/SHINGI2/080213-3.html>

- これは保険法の見直しを図るものである。

○法制審議会の保険法部会が平成20年(2008年)1月16日に決定した、「保険法の見直しに関する要綱案」(以下、「要綱案」)を法制審議会の総会で正式に承認したものである。

○現在開催中の第169回通常国会に、保険法見直しに関する法案が提出される見込みである。

○金融庁の金融審議会金融分科会第二部会は、平成20年(2008年)2月8日、「**保険法改正への対応について**」という報告書を公表した。これは、同部会の「保険の基本問題に関するワーキング・グループ」が検討していた事項に関する1月31日の報告を受け、取りまとめたものである。

(注2) 金融庁の以下のホームページ参照。

http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20080208-2.html

○この「保険法改正への対応について」では、保険法改正に際し、「傷害・疾病保険契約に関する規定の創設」「生命保険契約における保険給付の内容としての現物給付」「未成年者の死亡保険」といった保険業法の分野にかかわる主な論点について、基本的な考え方を整理している。

3. 見直しの方向

○この要綱では、例えば、次の事項が提案されている。

- 1) 現行保険法では、「損害保険契約」と「生命保険契約」という類型に分けて規定しているが、「傷害疾病定額保険契約」の**類型を加えて規定**し直す。
- 2) いわゆる根拠法のない**共済等**は、現在、保険法の規定が適用・準用がされていないが、「保険」と同様の商品といえるので、**保険法の対象**とする。
- 3) 現行保険法では保険契約者が重要な事実(事項)に当たるかどうかを判断した上で自発的に告知をすべきものとしている。これを保険者(ex. 保険会社)において判断した上で重要な事実(事項)の告知を求める方式に変更し(「自発的申告義務」から「**質問応答義務**」へ)、保険契約者等が故意等により告知しなかった場合に保険者は解除できるとしている。
- 4) 保険契約者の請求の有無にかかわらず、保険者(ex. 保険会社)は、保険契約を締結したときは、**遅滞なく保険証券を交付**しなければならないと明記する。

- 5) 保険金の**支払い時期に関する規定を新設**する。具体的には、①支払期限があるものはその期限後、ないものは請求を受けたときからという民法の規定に準じたものとし、②いずれも保険金支払いに関して合理的な調査期間経過後には支払期限が到来する、という形の規定を置くこととされた。
- 6) 生命保険契約や傷害疾病定額保険契約については、**遺言によって保険金受取人の変更**をすることができることを明確にするため、**規定を新設**する。これは、高齢化社会においては遺言の重要性が増すことが予想されることをも考慮したものである。

4. 中間試案からの変更

○この要綱案に先立って、平成19年(2007年)8月14日、法務省から、「**保険法の見直しに関する中間試案**」(以下、「**中間試案**」)^(注3)が公表されている。この中間試案からの変更点は、例えば、次のとおりである。

(注3) 以下のレポート参照。

「保険法の見直しに関する中間試案の概略」(堀内勇世、2007.9.26作成)

1) 生命保険契約における現物給付の見送り

中間試案では、生命保険契約で金銭以外の給付も可能とすることを検討していた。例えば、高齢者社会の下、将来的に介護サービスの提供や老人ホームへの入居権を付与する等の金銭の支払以外の方法による給付が想定されていた。しかし、将来の適切な履行・質の保証に懸念があるなどの理由に基づき、見送りとなっている。

2) 未成年者の死亡保険に対する規制強化の見送り

中間試案では、被保険者による同意が親権者により行われる未成年者に対する死亡保険に関して、モラルリスクや必要性への疑問などから、制限を行うべきことについて、検討項目としていた。しかしながら、要綱案では、保険法で制限することは見送っている。ただし、金融審議会金融分科会第二部会(及び「保険の基本問題に関するワーキング・グループ」)では、保険業法関連の内閣府令等で保険会社に社内規則等の整備を求めるとともに、業界に自主ガイドラインの策定を求めていく方針である。

3) 保険の定義規定の新設は見送り

中間試案では、保険の定義を定めて規定をおくべきか否かが検討事項とされていた。しかしながら、要綱では、保険法に定めないこととされた。